

## 老人クラブに 入りませんか

老人クラブは、主に60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や地域の担い手として活動しています。また、各種スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて健康寿命の延伸を目指すとともに、会員の親睦を深めています。

### 主な活動内容

- ・グラウンドゴルフ大会
- ・はつらつスポーツ大会
- ・研修旅行
- ・やまなみ芸能大会
- ・地域の清掃活動 など

**入会方法** 入会を希望する方は、福祉課まで問い合わせてください。お住まいの地域で活動しているクラブを紹介いたします。

**照会先** 福祉課

☎8517790

## シルバー人材センター で働きませんか

皆さんの豊富な知識や経験、技術をぜひ生かしてください。**対象** おおむね60歳以上で健康で働く意欲がある方

※事前にシルバー人材センターに登録が必要です。**主な仕事**

- ・施設の管理
  - ・駐車場の整理
  - ・網戸の張替
  - ・家具の移動、片付け
  - ・庭の手入れ など
- また、併せて仕事を頼みたい方も募集しています。

個人、事業所など、どんなでも何か手伝いが必要なことや高齢者にとって簡易で臨時的に依頼したい仕事がありましたら相談してください。

**照会先** 町シルバー人材センター（やまなみ荘内）  
☎8215115  
(9時～16時)

## 箱根温泉旅館・ホテル シニア就職面接会

旅館・ホテルでの就労経験のないシニア層に、旅館・ホテルの仕事を知ってもらい、シニア層の雇用へ積極的な求人者と就労意欲の高いシニア層求職者とのマッチングの場を提供する就職面接会が開催されます。

**場所** 小田原公共職業安定

所 3階大会議室

**日時** 12月10日(火)、11日(水)  
時間は両日とも 9時30分～15時30分。午前、午後で事業所を入れ替える2部制で開催

**参加事業所** シニア層の雇用に積極的な旅館・ホテルで、労働関係法令等を遵守しており、ハローワークで求人受理条件をクリアできている事業所約20社

**対象求職者** 60歳以上のシニア層。ただし、参加求人の年齢制限が「不問」のため、60歳未満の求職者の参加も可能。

**照会先** 小田原公共職業安定所  
☎046512318609  
☎8515571

## はつらつ町民健康教室 「疾病予防セミナー」

毎年、町内にはない診療科目の先生を招き病気などのお話をしていたいています。今年目は眼科疾患をテーマに講演会を開催します。

老眼・白内障・緑内障など、身近な症状や病気についてお

話ししていただきますので、ぜひ、参加してください。

**日時** 12月12日(木)  
14時～15時30分

**場所** さくら館 会議室

**テーマ** 「眼科疾患講演会」  
**講師** 平原眼科クリニック 平原 敦子 院長

**持ち物** 筆記用具  
**申込方法** 電話または直接申し込んでください。  
※託児有 若干名(申し込み時にお申し出ください)  
**申込・照会先** さくら館  
☎8510800

## 病院・診療所についての 相談は、小田原医師会 地域医療連携室へ

地域医療連携室では、次のような業務を行っています。気軽に相談してください。

- ◎各医療機関の診療時間、休診日の案内
- ◎各種健康診断、検査、インフルエンザなどの予防接種 実施医療機関の案内
- ◎在宅医療の相談
- ◎医師による電話医療相談 (無料) 日時など詳しくは問い合わせてください。



上河原公園  
プランコ



元箱根子ども  
遊び場 鉄棒

## 公園に新しい遊具を 設置しました

このたび、上河原公園(宮城野92-1)にプランコを、元箱根子どもの遊び場(元箱根39-10)に鉄棒を、それぞれ、設置しました。お子さんの放課後や休日の遊びにぜひ活用してください。

**照会先** 都市整備課  
☎8519566

## 神奈川県 最低賃金の改正

10月1日から、神奈川県最低賃金は、時間額1,011円(28円引き上げ)となりました。

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

○中小企業・小規模事業者向けに各種支援策(※助成金を含む)、無料相談を用意しています。詳しくは神奈川県働き方改革推進センターに問い合わせください。

※事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資などを

行った場合に費用の一部を助成する「業務改善助成金」制度です。

神奈川県働き方改革推進支援センター(神奈川県中小企業団体中央会受託)  
☎01201910109090

横浜市中央区尾上町5-80  
神奈川県中小企業センター9階

**照会先** 神奈川県労働局労働基準部賃金室  
〒231-8434 横浜市

中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階  
☎04512117354

または、最寄りの労働基準監督署

## 県と市町村による 不動産共同公売を実施

滞納となっている税金を整理するため、県税事務所と県内の市町村が共同で不動産を公売します。差押中の物件を入札で売却する予定です。入札には、一般の方も参加できます。詳細は、町ホームページに掲載しています。

**日時** 11月28日(木)  
13時～13時30分

**場所** 藤沢合同庁舎5階大

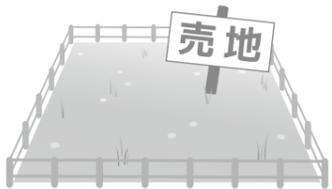
会議室(藤沢市鶴沼石上2-7-1)  
**公売物件**

【箱10】  
**所在** 宮城野字抱石134  
5番31の土地  
**見積価額** 163万円  
**公売保証金** 17万円

【箱11】  
**所在** 二ノ平字南長尾12  
97番189、1297番1  
90の土地  
**見積価額** 457万円  
**公売保証金** 46万円

【箱53】  
**所在** 仙石原字牛坂956  
番52の土地・建物  
**建物構造** 木造スレート葺平  
家建住宅  
**見積価額** 247万円  
**公売保証金** 25万円

**照会先** 税務課(収納係)  
☎8519573



## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が 発行されます。

**年末調整・確定申告まで大切に保管を!**  
国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、自身の保険料だけではなく、家族(配偶者や子ども)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成31年1月1

**時間** 月～土曜日 9時～12時 13時～17時(日・祝日・年末年始は休み)

**照会先** 地域医療連携室  
☎046514710833

**ホームページ** <http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/>

**照会先** 小田原年金事務所  
☎046512211391

